

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

[illegible]

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R7.7.1	契約解除	変更前	営業所	767340	山下簡易郵便局	○	長崎県五島市富江町山下283-3	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R7.7.1	業務変更	変更前	営業所	768160	新戸町簡易郵便局	○	長崎県長崎市新戸町3-18-14	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	郵便局	768160	新戸町簡易郵便局	○	長崎県長崎市新戸町3-18-14	-	○	○	○	○	○	-	
R7.7.5	契約解除	変更前	営業所	127720	大蔵簡易郵便局	○	新潟県五泉市大蔵140-1	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R7.7.7	移転	変更前	郵便局	001950	江東木場郵便局	-	東京都江東区木場5-5-12	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	001950	江東木場郵便局	-	東京都江東区木場1-5-9	-	○	○	○	○	○	-	
R7.7.7	移転	変更前	郵便局	025430	横浜中尾郵便局	-	神奈川県横浜市区中尾1-48-7	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	025430	横浜中尾郵便局	-	神奈川県横浜市区中尾2-30-25	-	○	○	○	○	○	-	
R7.7.7	移転	変更前	郵便局	030530	荒川郵便局	-	埼玉県秩父市荒川白久1789-1	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	030530	荒川郵便局	-	埼玉県秩父市荒川賛川644-11	○	○	○	○	○	○	-	
R7.7.7	移転・改称	変更前	郵便局	790310	西阿室郵便局	-	鹿児島県大島郡瀬戸内町西阿室2-1	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	790310	かけろま瀬相郵便局	-	鹿児島県大島郡瀬戸内町大字瀬相742-27	○	○	○	○	○	○	-	
R7.7.28	移転	変更前	郵便局	031450	志多見郵便局	-	埼玉県加須市志多見1637-1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	031450	志多見郵便局	-	埼玉県加須市志多見1794-1	-	○	○	○	○	○	-	
R7.7.28	移転	変更前	郵便局	430780	黒井郵便局	-	兵庫県丹波市春日町黒井993	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	430780	黒井郵便局	-	兵庫県丹波市春日町黒井1561-1	-	○	○	○	○	○	-	
R7.7.28	移転	変更前	郵便局	543550	岡山天神郵便局	-	岡山県岡山市北区天神町10-17	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	543550	岡山天神郵便局	-	岡山県岡山市北区天神町10-2	-	○	○	○	○	○	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。